

2014 年11 月 日

岩手県知事達増拓也様

ごみ焼却施設で放射能により汚染された廃棄物(牧草等)を
焼却処理することに関する要望と質問書 (案)

三陸の海を放射能から守る岩手の会

〇〇〇・・・・

〇〇〇・・・・

日頃震災復興並びに県民の福祉向上のためご尽力頂き感謝申し上げます。

私たち市民団体は福島第一原発事故により環境へ放出された放射性物質による汚染物を焼却処理することについて疑念を持ち、2013 年1月28日達増知事へ質問状を提出し、同年2月12日回答を得ましたが納得できず、その後国へ質問主意書を提出しました。しかしその回答は放射性物質の環境拡散防止について科学的根拠を示そうとはしていません。この間県内では汚染物の焼却処理が各地で行われ、際限なく広がってきております。現在、県内では岩手玉山環境組合、北上市清掃事業所などで汚染物の焼却処理に関する焼却場周辺の住民説明会が行われています。

一方、医師を中心とする宮古市民の調査研究*¹⁾によると「焼却物中放射性セシウムの約2割が灰に回収されておらず、焼却炉の風下に位置する校庭等で異常な空間線量率の上昇が認められる」とする報告があり、廃棄物資源循環学会で発表されています。英国環境医学会報告書*²⁾では焼却により発生する人体に危険な超微細粒子はバグフィルターで除去できないとあります。台湾英文論文集に掲載*³⁾された研究によるとバグフィルターによる微粒子の捕捉は使用開始やふるい落とし後集じん効率が悪くなることを報じています。また、福島県鮫川村における環境省の試験焼却公開データにより、放射性セシウムの回収率が53%~78%の範囲にあることがわかりました。国が言う99%除去は、一定の粒径以上のダストで、しかも順調な定常運転時におけるものであり、ふるい落とし後の除去率を考慮に入れない恣意的な回収数値であることが明らかになっております。

このような、実態を知るにつけ、本県においてこのまま焼却処理を継続してよいのか、国民や岩手県民を今以上の放射能汚染から守り、子孫により良い環境を引き継ぐために今行う最良の方策は何かを考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

「いわて環境王国宣言」の具現化が今岩手県に問われています。つきましては、以下要望書のご検討と、私たちの疑念に対する後段の質問にお答え頂きたくお願い申し上げます。なお質問事項には、昨年頂きました知事宛質問状回答への再質問も含まれております。

* 1) <http://sanriku.my.coocan.jp/C6-4.pdf>

* 2) http://www.bsem.org.uk/uploads/IncineratorReport_v3.pdf

http://blog.goo.ne.jp/flyhigh_2012/e/fdf5d250fb06da26bdd09f0943dc339f

* 3) http://aaqr.org/VOL12_No5_October2012/30_AAQR-12-03-0A-0071_1030-1036.pdf

放射能汚染物の焼却処理に関する要望書

1) 焼却処理は大気や周辺汚染、焼却灰による水質汚染など放射能を拡散させます。焼却ではなく、そのまま保管もしくは、土壌埋設、メタン発酵による減量などの方法の検討をお願いします。スケジュール優先はせず慎重に審議してください。

2) その上で県民、地域住民への丁寧な説明会を開催し、納得と理解を得た上で放射能汚染物の処理処分を実施していただきたくお願いします。

(以上)

放射能汚染物の焼却処理に関する質問書

I. 2013年1月28日私たちが提出した「一般（産業）ごみ焼却施設で放射能汚染された廃棄物（がれき）を焼却処理することに関する質問書への回答」（同年2月12日付）について

- ① IIの2)の質問「・・・また各処理施設における放射性セシウムの除去率、捕捉微粒子の最小径をお知らせ下さい。」これに対し「各施設での放射性セシウム除去率や捕捉微粒子の最小径については把握していないが、上記1のとおり、バグフィルター等が設計除去性能を満たし、・・・」とのことですが、その後除去率や捕捉微粒子の最小径が分かったならばお知らせ下さい。また回答にある「設計除去性能」について各事業所のものをお知らせ下さい。各事業所のバグフィルター等のメーカー名、除塵性能、送風量などの規格をお知らせください。
- ② IIの2)の別添2資料において、岩手玉山環境組合の除塵方式はバグフィルターと記載されていましたが、実際は電気集じん機でした。再度正確なものの提示をお願いします。各事業所周辺の風配図があればお知らせください。
- ③ IVの1)「クリアランス基準(100Bq/kg)については、廃棄物を日常の生活を営む場所で安全に再利用できる基準として定められた・・・」との補足がありました。しかし旧原子力安全・保安院の解説冊子*a)には「・・・放射性廃棄物として適切に処分する必要があるものと、普通の廃棄物として再利用や処分ができるものを区分する基準を「クリアランス基準」と呼んでいます。」と記載されており処分基準と読み取れます。加えて「クリアランス基準を満たしている廃棄物がどのように処分、あるいは再利用されようとも・・・一般公衆への影響が年間10 μ Svの放射線量以下になるよう設定されている」とあります。このことは指定廃棄物の放射性セシウム基準8000Bq/kg以下のものを埋設処分するとクリアランス基準の最大80倍になり年800 μ Sv(0.8mSv)まで被ばくを強要されることとなります。国の埋設処分基準は矛盾しておりおかしいのではないのでしょうか。原子力施設からの廃棄物処分基準より80倍も緩い基準が放射能汚染地に突然押し付けられたことに、県として国へ申し入れてほしいと願っています。見解をお知らせください。
*a) 関係箇所を添付します
- ④ IVの3)「数百年に渡る埋立場や保管所の表示やその管理はどのように計画されているのでしょうか。」との質問に対して「・・・指定区域として指定、公示し、形質変更を行う場合は知事に対し事前に届出を行うことになっています。」と回答がありました。放射性廃棄物が埋設されるようになった現在その旨未来世代へ伝える表示と三百年程度は開発行為を禁ずるなど厳重な管理が必要と考えられますが見解をお知らせください。
- ⑤ 資料1について、測定結果が黒塗りで公開されましたが、公開を求めます。資料1～資料5まで頂ましたが、その後の測定結果を同様にお知らせ願います。

II. 福島県鮫川村で高濃度放射能汚染物の仮設焼却炉を環境省が設置し、試験操業が始まっています。そのデータにより放射性セシウムの収支を計算した結果、約25%が大気環境等に漏れ出していることがわかりました(平成25年8月の試験)*a)。この件について国(環境省)へデータを示し質問し確認しましたがこの計算結果*b)を否定することなく「趣旨が明らかでなく答えは困難」という回答でした。さらに今年3月～5月のデータ*c)を基に計算*d)すると22%～47%まで大気環境等に漏れだしていることがわかりました。これらの事実をどう思われ

ますか。計算方法がおかしいのならばそれをご指摘お願いします。その場合放射性セシウムの回収収支を正確に求めるにはどうするとよいか方法をお示しお願いします。

* a) http://www.vill.samegawa.fukushima.jp/data/doc/1375945306_doc_1_1.pdf

* b) 添付します。

* c) http://shiteihaiki.env.go.jp/pdf/q5_samekawa_kasetsu_unntenn_situation_1406.pdf

* d) 添付します。

Ⅲ 排ガス中放射性セシウムの測定について

- ① 測定はろ紙と水によりセシウムを捕捉し行われています。国の検出限界値はセシウム137について2ベクレル/m³とされているようです。このことは2ベクレル/m³以下は不検出になります。送風量を増すことや一般ゴミとの混焼割合を調節することによりフィルター前においても容易に不検出にすることができます。おかしいと思いませんか、見解をお知らせ下さい。
- ② 国は排ガス中放射性セシウム測定方法の科学的根拠(ドレン水にセシウムがどれだけ移行するか)を示すことができないでいます*a)。測定方式の信頼性に関し疑義があります。国立環境研究所の大迫政浩氏(環境省災害廃棄物安全評価検討会座長)の作成スライド*b)の19「排ガス試料のサンプリング方法」において「吸収びんで検出された例はない」と記載されています。廃棄物資源循環学会で大迫氏はドレン部測定方法の根拠を示すデータがないことを認めています。これではろ紙に捕捉された0.3μm以上の粒子に吸着されているセシウムのみを測定をしていることとなります。0.3μm以下の微粒子を捕捉できないこの測定方法はおかしいと思いませんか。
- ③ 排ガス中放射性セシウムの測定に科学的信頼性が無い以上、焼却に伴う放射性物質収支を調べた調査検討に科学的信頼性をおくべきであり、2割前後の放射性セシウムの収支が取れないとする研究や資料の結果を重視する必要があると考えますが、見解をお知らせ下さい。

* a) <http://sanriku.my.coocan.jp/131205Q&A.htm>

* b) http://www.nies.go.jp/chiiki/houshano_seminer_files/06%20osako_haikibutsu.pdf

Ⅳ 放射能の危険性について

- ① 放射性物質は微量でも危険という米国科学アカデミー報告書(BEIRVII2005年6月30日)が公表されています*a)。焼却場周辺の人々をはじめ県民に余計な被曝をさせない慎重さが求められるはずですが、見解をお知らせください。
- ② ウクライナ政府緊急事態省発行「チェルノブイリ事故から25年 Safety for the Future」によると被曝した親から生まれた慢性疾患のある子どもの割合は1992年には約2割ですが、2008年には約8割に増加しており深刻な事態が報告されています。遺伝的障害が現れはじめ、日本の未来を暗示していると思われます。この事実に対する見解をお知らせください。
- ③ 英国環境医学学会第4次報告書「ごみ焼却炉の健康に対する影響」*c)には微小粒子の危険性が指摘されています。加えて「イギリスには放射能汚染物質も焼却するごみ焼却炉があり、放射性微粒子を排出している。呼吸により体内に入った放射性物質はα線及びβ線を放射することになる。体外から放射されるα線β線の危険性は低いですが、体内からの放射は強力な破壊力を生じる。このような体内被曝の危険性に関する学術研究は行われていない。」「一般的に使用されているバグフィルターはPM2.5の5～30%

をブロックするが、PM_{0.1}はブロックすることなくフィルターを素通りする」とあります。
このような報告について県民の健康を守る立場から見解をお知らせください。

*a) <http://sanriku.my.coocan.jp/img026.pdf>

*b) http://archives.shiminkagaku.org/archives/csinewsletter_010_ukuraine_01.pdf

*c) http://www.bsem.org.uk/uploads/IncineratorReport_v3.pdf

http://blog.goo.ne.jp/flyhigh_2012/e/dfd5d250fb06da26bdd09f0943dc339f

V 県内ごみ焼却場における、運転時のバグフィルターの破損状況はどうなっていますか。野田市の清掃工場において2013年4月に約600本あるバグフィルター内ろ布が78本破損していたことが判明と同市のHP*a)にありました。

*a) <http://www.city.noda.chiba.jp/qa/qa-027-01.html>

VI 焼却は止めて、土壌に直接埋設やメタン発酵により処理したほうがベターな選択と考えられます。放射性セシウム137の半減期は30年であり、約300年で放射能が約千分の1にまで下がります。建屋でそのまま保管できなければ、ゼオライト等と共に地下に埋設し土壌とゼオライトによりセシウムを吸着固定化させ浄化する等の方式を選んだほうがより良いと思いますがどうでしょうか。

VII 放射性物質に汚染された牧草等を焼却することは、広範囲の環境汚染の恐れがあります。広く県民の声を聞く機会（パブリックコメント、市民説明会）を設けてはどうでしょうか。

(以上)

連絡先

三陸の海を放射能から守る岩手の会 世話人 永田文夫

〒020-0004 岩手県盛岡市山岸6-36-8 電話・FAX019-661-1002